

高額療養費の計算例

(2) 70歳以上のかたのみの世帯の場合

【計算例】

二郎さん（72歳）と梅子さん（73歳）が同月内に以下の医療費を自己負担した場合

上記世帯の自己負担限度額（月額）：区分「**低所得2**」

= 外来のみ8,000円

外来 + 入院24,600円



①まずは個人ごとに計算をします。

二郎さん14,000円

梅子さん10,000円 + 57,600円 = 67,600円

計81,600円

②今月は入院にかかった月であるため世帯の**限度額は24,600円**。
上記①から限度額を差し引いた金額が支給金額となります。

自己負担額

81,600円

自己負担限度額

24,600円

支給金額

= 57,000円

< 支給金額 > 57,000円